

航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の協定の特定の
規定に関する日本国と欧州連合との間の協定の

航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の協定の特定の規定に関する日本国と欧州連合との間の協定

日本国及び欧州連合は、

欧州連合の法令の下において、いずれかの欧州連合構成国が与える有効な運営免許を有し、かつ、いずれかの欧州連合構成国で設立される航空運送人は、欧州連合構成国と第三国との間の路線への無差別のアクセスの権利を有することに留意し、

欧州連合の法令に従って免許を与えられた航空運送人を特定の第三国及びその国民が所有し、及び支配することを可能とする欧州連合と当該第三国との間の協定を考慮し、

欧州連合の法令と航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の協定の特定の規定との間の整合性が、日本国と欧州連合との間の航空業務に対して適正な法的根拠を与え、当該航空業務の継続性を維持し、及び航空運送の分野における日本国と欧州連合との間の関係の更なる発展に寄与することを認識し、

航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の現行の協定の運輸権に関する規定の解釈に影響を及ぼ

すことがこの協定の目的ではないことに留意して、
次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

- (a) 「締約者」とは、この協定の締約者をいう。
- (b) 「構成国」とは、欧州連合構成国をいう。
- (c) 「当事国」とは、附属書Ⅰに掲げる航空業務に関する日本国と構成国との間の関連する協定の締約国をいう。

第二条

- 1 2の規定は、附属書Ⅱ―Aに掲げる対応する規定に代えて、適用する。
- 2 (a) 一方の当事国は、他方の当事国が指定した航空企業が次のいずれかに該当する場合には、当該航空企業につき、附属書Ⅱ―Bに掲げる対応する規定に定める特権、権利若しくは許可を与えず、若しくは取り消す権利又は当該航空企業による当該特権若しくは当該権利の行使若しくは当該許可につき必要と認

める条件を付する権利を留保する。

(i) 構成国である当事国が指定した航空企業については、

(A) 当該航空企業が当該当事国の領域内に設立されておらず、又は欧州連合の法令に従っていずれかの構成国が与える有効な運営免許を有していないこと。

(B) 航空事業者証明書の交付に責任を有する構成国が当該航空企業の効果的な規制上の管理を実施せず、若しくは維持しないこと又はその指定に際して関連する航空当局が明確に特定されていないこと。

(C) 当該航空企業の過半数の所有及び実効的な支配が構成国若しくは附属書Ⅲに掲げる国又はこれらの国の国民に属していないこと。

(D) 当該航空企業の主たる営業所が運営免許を受けた構成国の領域内に所在しないこと。

(E) 当該航空企業が航空業務に関する日本国と他の構成国との間の協定に基づいて運営許可を与えられており、かつ、当該航空企業が日本国と当該当事国との間の協定に基づき当該他の構成国内の一点地点を含む路線において協定業務を運営することにより、当該日本国と他の構成国との間の協定の

下での路線及び輸送力に対する制限を回避することとなる旨を、日本国が証明することができる。

(F) 当該航空企業がいずれかの構成国により交付された航空事業者証明書を保有し、かつ、日本国と当該構成国との間に航空業務に関する協定が存在しない場合において、当該構成国が日本国の航空企業による日本国と当該構成国との間の国際航空業務の運営に同意していないこと。

(ii) 日本国が指定した航空企業については、当該航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が日本国又は日本国の国民に属していないこと。

(b) 日本国は、この2の規定に基づく権利を行使するに当たり、構成国である当事国が指定した航空企業であつて、その過半数の所有及び実効的な支配が構成国若しくは附属書Ⅲに掲げる国又はこれらの国の国民に属しているものの間で、その所有及び支配を理由とした差別を行つてはならない。もつとも、(a)(i)(E)及び(F)の規定に基づく権利の行使を妨げるものではない。

第三条

1 附属書Ⅰに掲げる協定のそれぞれにおいて、当該協定の当事国である構成国の航空企業について言及す

るときは、当該構成国が指定した航空企業について言及するものと了解する。

- 2 1の規定によるほか、附属書Ⅰに掲げる関連する協定の規定であつて附属書Ⅳに掲げるもののそれぞれにおいて、当該協定の当事国である構成国の航空企業について言及するときは、当該構成国が指定していない当該構成国の航空企業についても言及するものと了解する。

第四条

附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

第五条

- 1 いずれの一方の締約者も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約者との協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。
- 2 この協定は、両締約者間の合意により改正することができる。改正は、次条に規定するところにより効力を生ずる。
- 3 2の規定にかかわらず、附属書のみに係る改正は、それぞれの内部手続に従い、日本国政府と欧州連合との間の外交上の公文の交換によって行うことができる。

第六条

- 1 一方の締約者は、他方の締約者に対し、外交上の経路を通じて、この協定の効力発生のために必要とされる内部手続が完了したことを確認する通告を行う。
- 2 この協定は、遅い方の通告が受領された日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。
- 3 この条の規定に基づく欧州連合に対する通告は、欧州連合閣僚理事会事務総長に送付する。

第七条

- 1 附属書 I に掲げるいずれかの協定が終了する場合には、この協定の規定は、終了する協定について、その終了の日に適用を終止する。この協定における当該終了する協定への言及は、その終了の日から無効とする。

- 2 附属書 I に掲げる全ての協定が終了する場合には、この協定は、最後に終了する協定の終了の日に終了する。

第八条

- 1 この協定は、ひとしく正文である日本語、ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オ

ランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、アイルランド語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語及びスウェーデン語により本書二通を作成した。

2 解釈に相違がある場合には、この協定が交渉された言語の本文による。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十三年二月二十日にブリュッセルで作成した。

日本国のために

正木 靖

欧州連合のために

ラーシュ・ダニエルソン

フィリップ・コーネリス

附属書Ⅰ 第一条、第三条及び第七条に規定する協定の一覧表

この協定の署名の日に効力を有する航空業務に関する日本国と構成国との間の協定（その改正を含む。）は、次のとおりである。

千九百八十九年三月七日にウィーンで作成された航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定（日・オーストリア協定）

千九百五十九年六月二十日に東京で作成された航空業務に関する日本国とベルギーとの間の協定（日・ベルギー協定）

千九百五十三年二月二十六日にコペンハーゲンで作成された航空業務に関する日本国とデンマークとの間の協定（日・デンマーク協定）

千九百八十年十二月二十三日にヘルシンキで作成された航空業務に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定（日・フィンランド協定）

千九百五十六年一月十七日にパリで作成された航空業務に関する日本国とフランスとの間の協定（日・

フランス協定)

千九百六十一年一月十八日にボンで作成された航空業務に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定(日・ドイツ協定)

千九百七十三年一月十二日にアテネで作成された航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定(日・ギリシャ協定)

千九百九十四年二月二十三日にブダペストで作成された航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定(日・ハンガリー協定)

千九百六十二年一月三十一日に東京で作成された航空業務に関する日本国とイタリアとの間の協定(日・イタリア協定)

千九百五十三年二月十七日にハーグで作成された航空業務に関する日本国とオランダ王国との間の協定(日・オランダ協定)

千九百九十四年十二月七日に東京で作成された航空業務に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定(日・ポーランド協定)

千九百八十年三月十八日にマドリードで作成された航空業務に関する日本国とスペインとの間の協定
(日・スペイン協定)

千九百五十三年二月二十日にストックホルムで作成された航空業務に関する日本国とスウェーデンとの
間の協定(日・スウェーデン協定)

附属書Ⅱ―A 第二条1に規定する対応する規定の一覧表

日・オーストリア協定第七条1	
日・ベルギー協定第六条1	
日・デンマーク協定第七条1	
日・フィンランド協定第七条1	
日・フランス協定第六条1	
日・ドイツ協定第三条4及び第四条第二段	
日・ギリシャ協定第七条1	
日・ハンガリー協定第七条1	
日・イタリア協定第六条1	
日・オランダ協定第七条1	
日・ポーランド協定第七条1	

日・スペイン協定第九条1

日・スウェーデン協定第七条1

附属書Ⅱ―B 第二条2に規定する対応する規定の一覧表

日・オーストリア協定第四条1及び2
日・ベルギー協定第四条1
日・デンマーク協定第五条1
日・フィンランド協定第四条1及び2
日・フランス協定第四条1
日・ドイツ協定第三条2
日・ギリシャ協定第四条1
日・ハンガリー協定第四条1及び2
日・イタリア協定第四条1
日・オランダ協定第五条1
日・ポーランド協定第四条1及び2

日・スペイン協定第四条1

日・スウェーデン協定第五条1

附属書Ⅲ 第二条2に規定する国の一覧表

アイスランド（欧州経済領域に関する協定に基づく。）

リヒテンシュタイン公国（欧州経済領域に関する協定に基づく。）

ノルウェー王国（欧州経済領域に関する協定に基づく。）

スイス連邦（航空運送に関する欧州共同体とスイス連邦との間の協定に基づく。）

附属書Ⅳ 第三条2に規定する規定の一覧表

- 日・オーストリア協定第四条1、第五条並びに第十三条3及び4
- 日・ベルギー協定第五条1及び2
- 日・デンマーク協定第六条1及び2並びに第八条
- 日・フィンランド協定第四条1及び第五条
- 日・フランス協定第五条1及び2並びに第七条
- 日・ドイツ協定第五条及び第六条
- 日・ハンガリー協定第四条1、第五条並びに第十三条3及び4
- 日・オランダ協定第六条1及び2並びに第八条
- 日・ポーランド協定第四条1、第五条並びに第十三条3及び4
- 日・スウェーデン協定第六条1及び2並びに第八条

